

ID: 233

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	入院助産の承認		
例規名 根拠条項	名寄市入院助産施設条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第141号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(申込み)</p> <p>第4条 入院助産を受けようとする者は、別に定める申込書を提出しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第3条及び名寄市入院助産施設条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(入院助産要件)</p> <p>第3条 入院助産を受けることができる者は、次に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない者</p> <p>(2) 名寄市に住所を有する者</p> <p>(3) 母子健康手帳の交付を受けた者</p> <p>(申込みの不承認)</p> <p>第5条 市長は、条例第4条の規定による申込みがあった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを承認しない。</p> <p>(1) 条例第3条に規定する要件を満たしていないとき。</p> <p>(2) 申込みの内容が事実と著しく異なるとき。</p> <p>(3) 申込みに基づく調査を正当な理由なく妨げ、又は必要な指導、指示に従わないとき。</p> <p>(4) その他市長が承認することが不相当であると認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日